

第1回

瑞穂市新庁舎建設検討委員会



令和4年7月21日(木)
瑞穂市役所 穂積庁舎3階 第1会議室
総務部 財務情報課

本日の議題

新庁舎建設に向けての現状と今後の予定について

1. 瑞穂市の概要について
2. 社会的背景について
3. これまでの検討内容について
4. 新庁舎に求められる役割について
5. 今後の予定について

1. 瑞穂市の概要について

1. 瑞穂市の概要について

(1) 瑞穂市全域の状況



【位置】

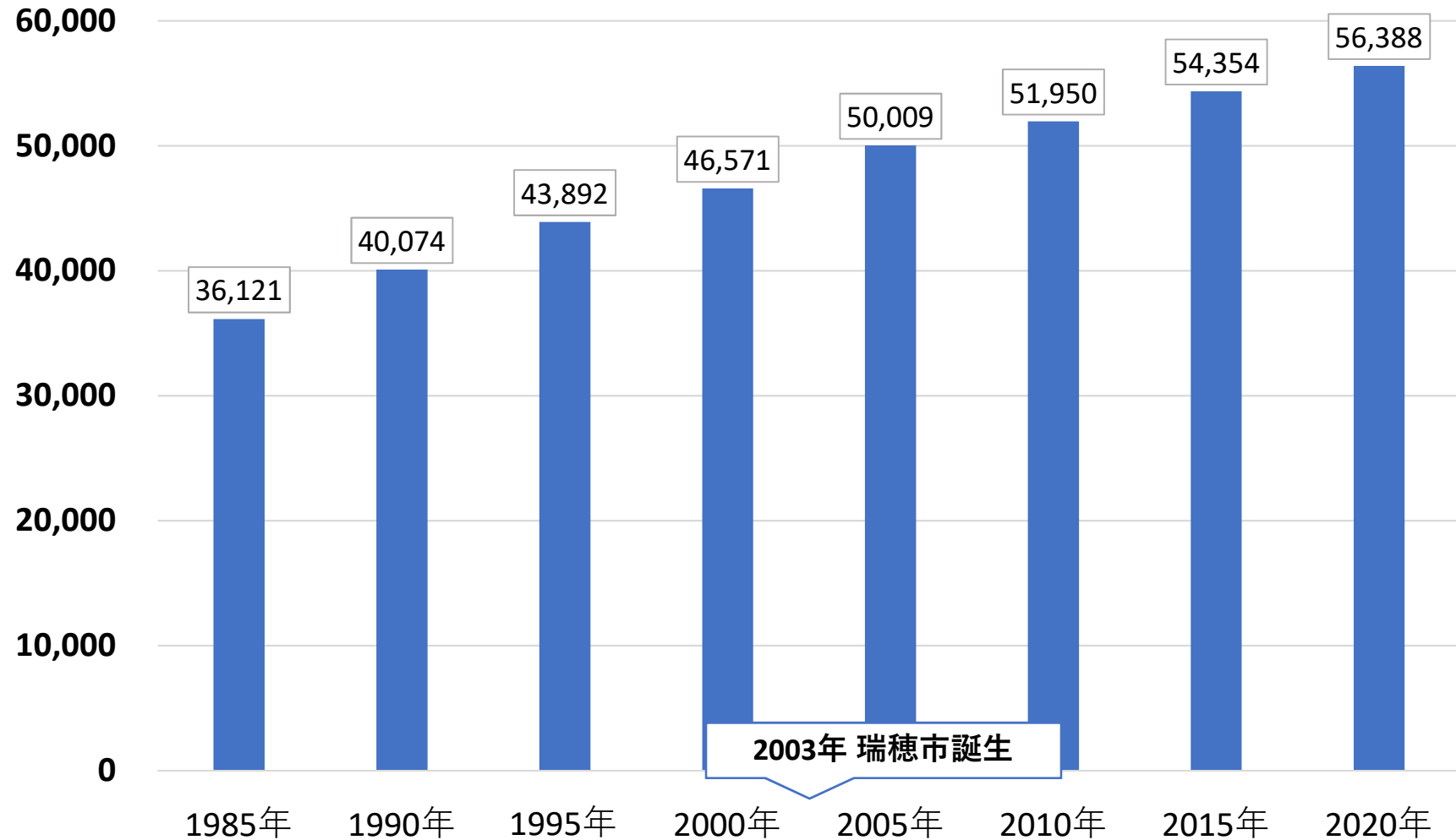
- 岐阜県の南西部に位置し、岐阜市、大垣市、本巣市、神戸町、大野町、安八町、北方町に接する面積28.19km²の市である

【歴史】

- 瑞穂市の誕生（市制施行）平成15年5月1日穂積町、巣南町が合併、瑞穂市となる。令和5年5月1日市制施行20周年を迎える。

1. 瑞穂市の概要について

(2) 人口の推移

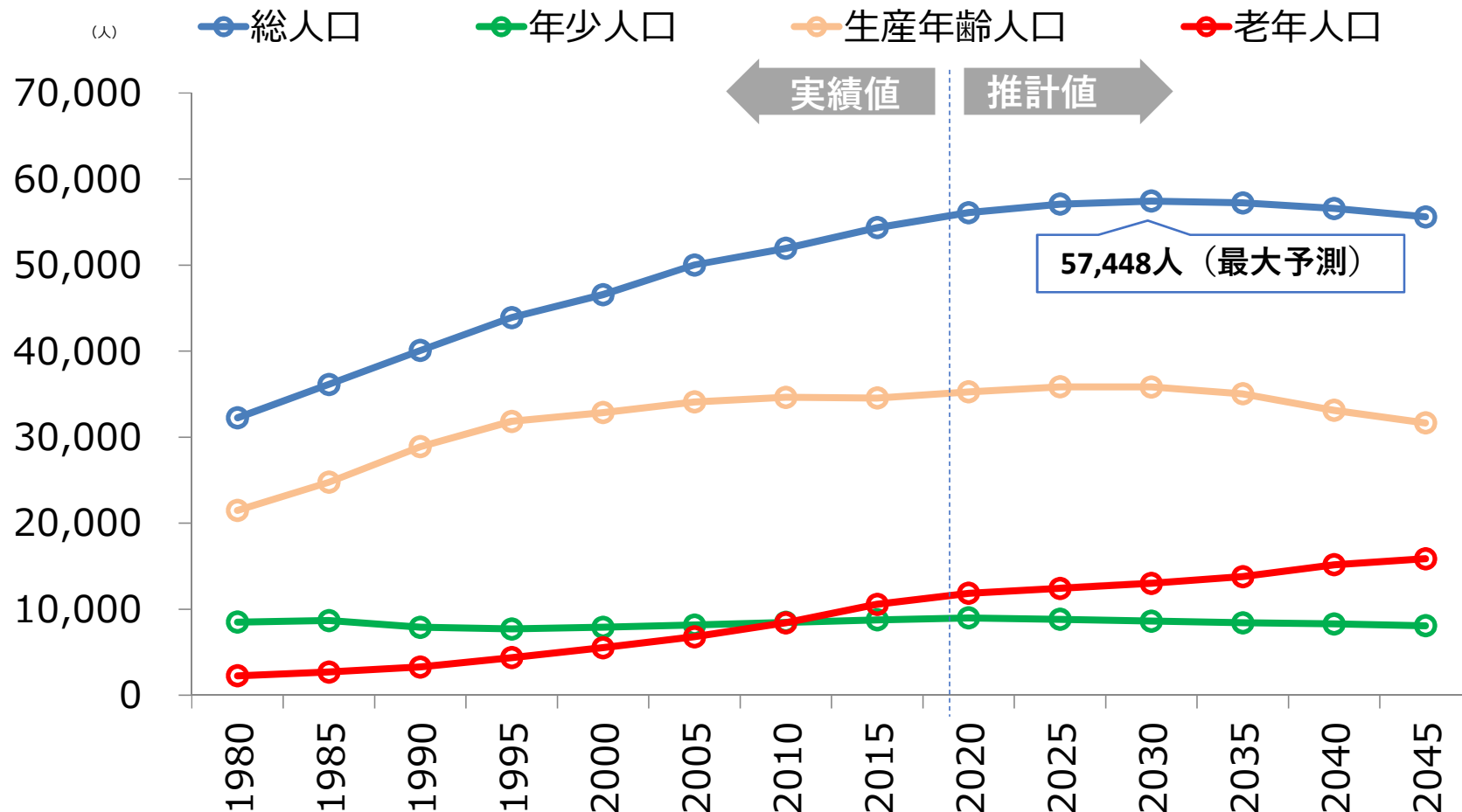


【出典】 総務省「国勢調査」

※住民基本台帳人口は、55,508人である（2022年3月末 時点）

1. 瑞穂市の概要について

(3) 将来人口予測



【出典】 総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】 2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

1. 瑞穂市の概要について

(4) 地勢

1) 主要道路

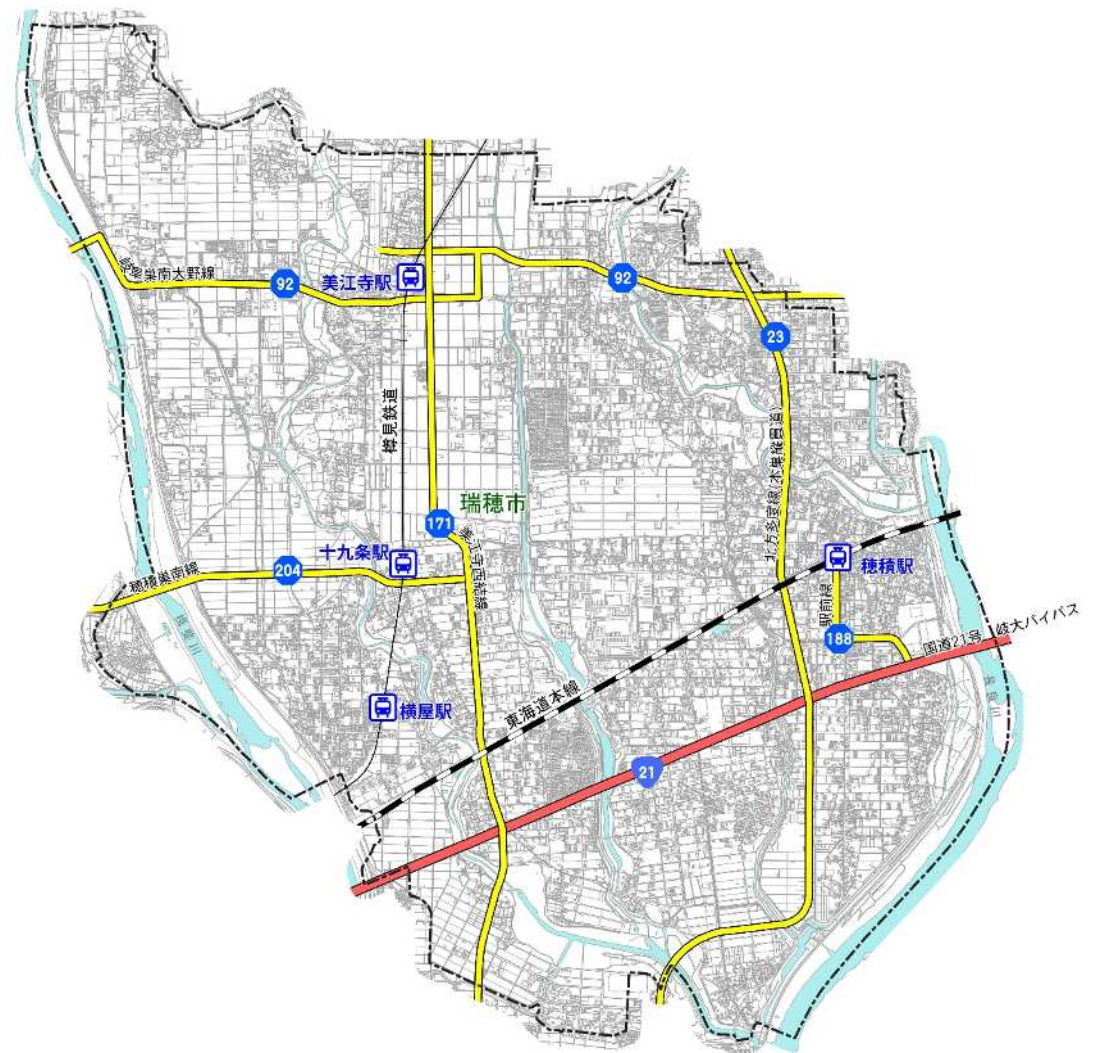
東西に国道21号、南北に主要地方道北方多度線があり、市域の南東部で交差

2) 鉄道駅

JR 東海道本線の穂積駅、樽見鉄道の横屋駅、十九条駅、美江寺駅

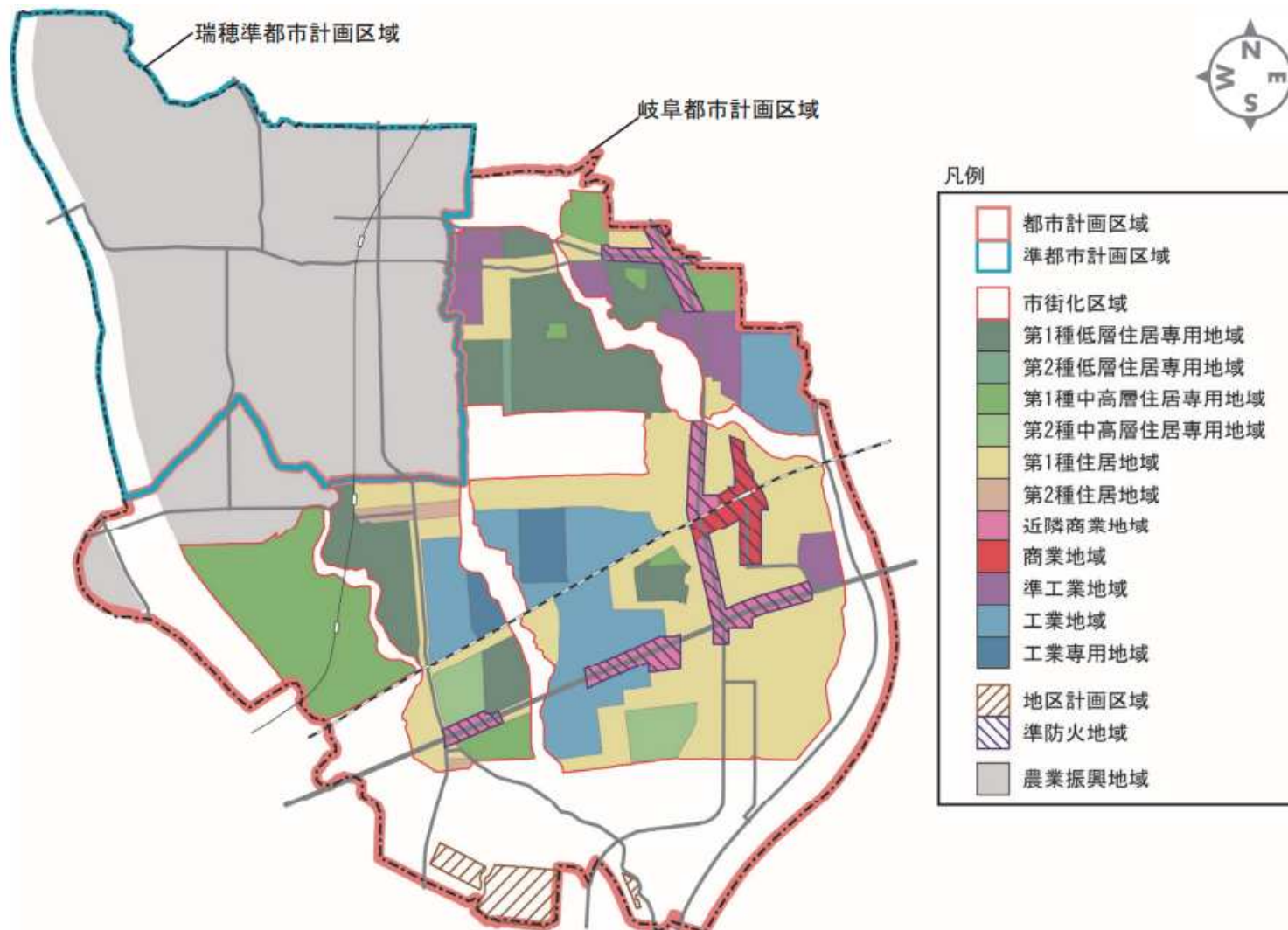
3) 河川

18本の中小河川が南北に流れている



1. 瑞穂市の概要について

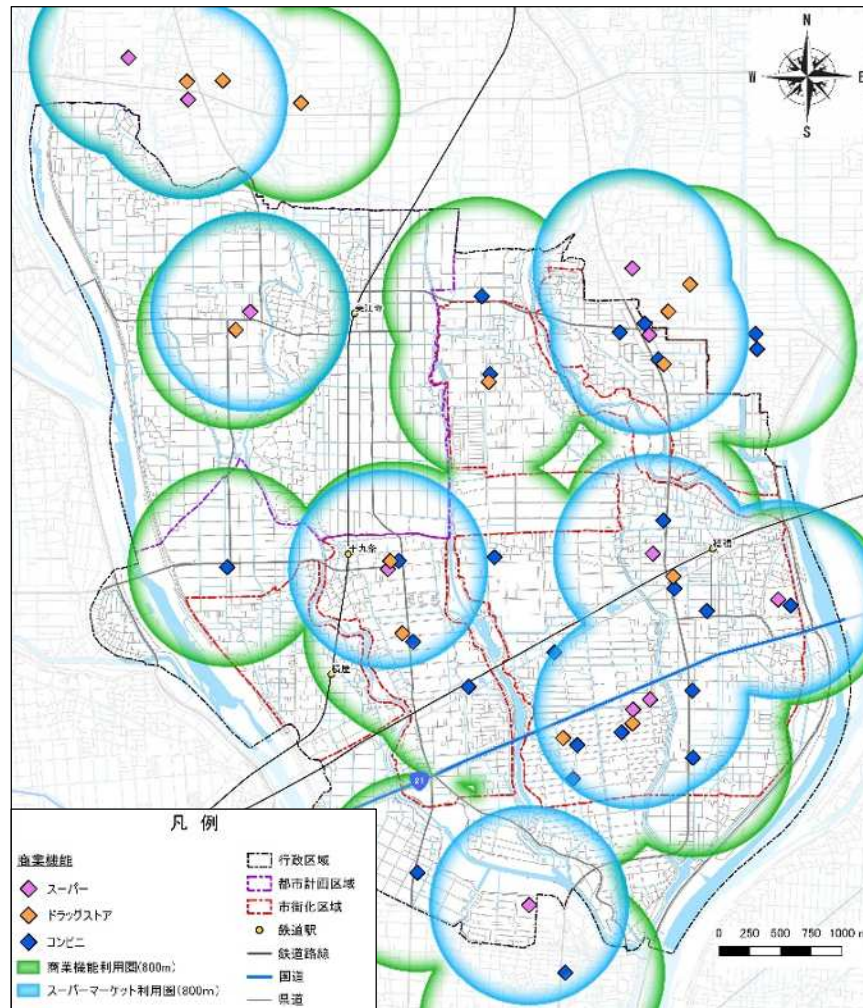
(5) 都市計画



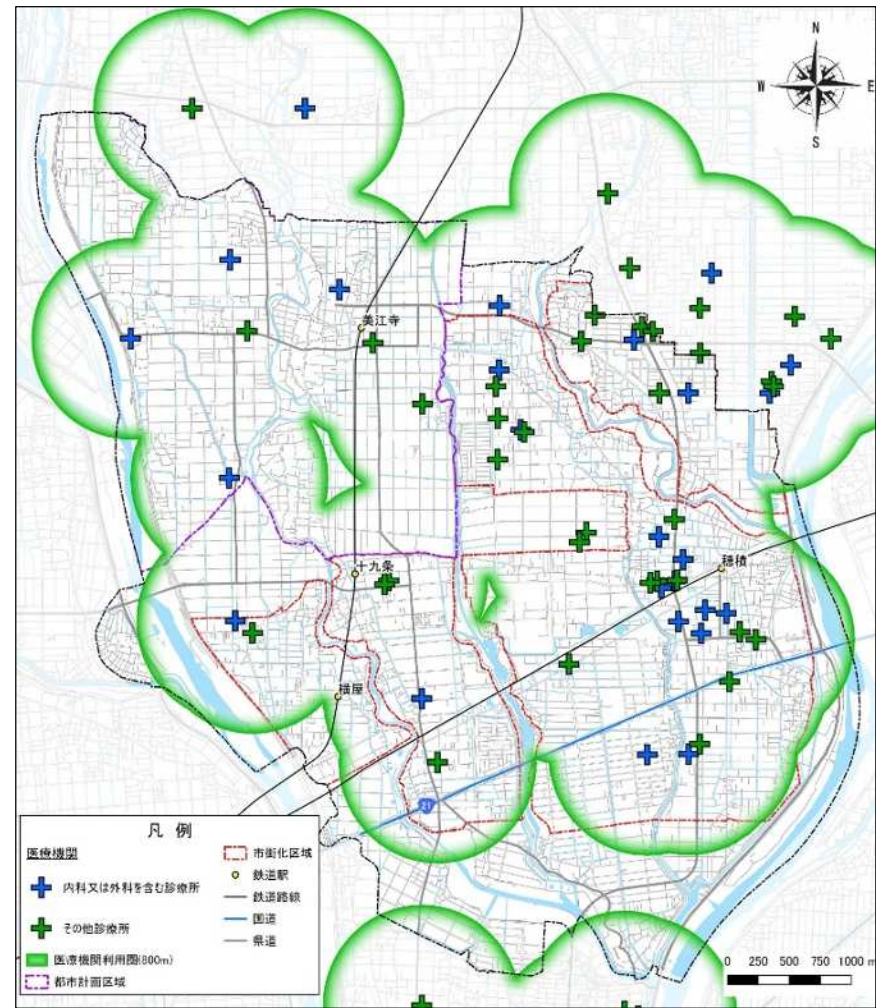
1. 瑞穂市の概要について

(6) 都市機能の分布

1) 商業機能分布状況



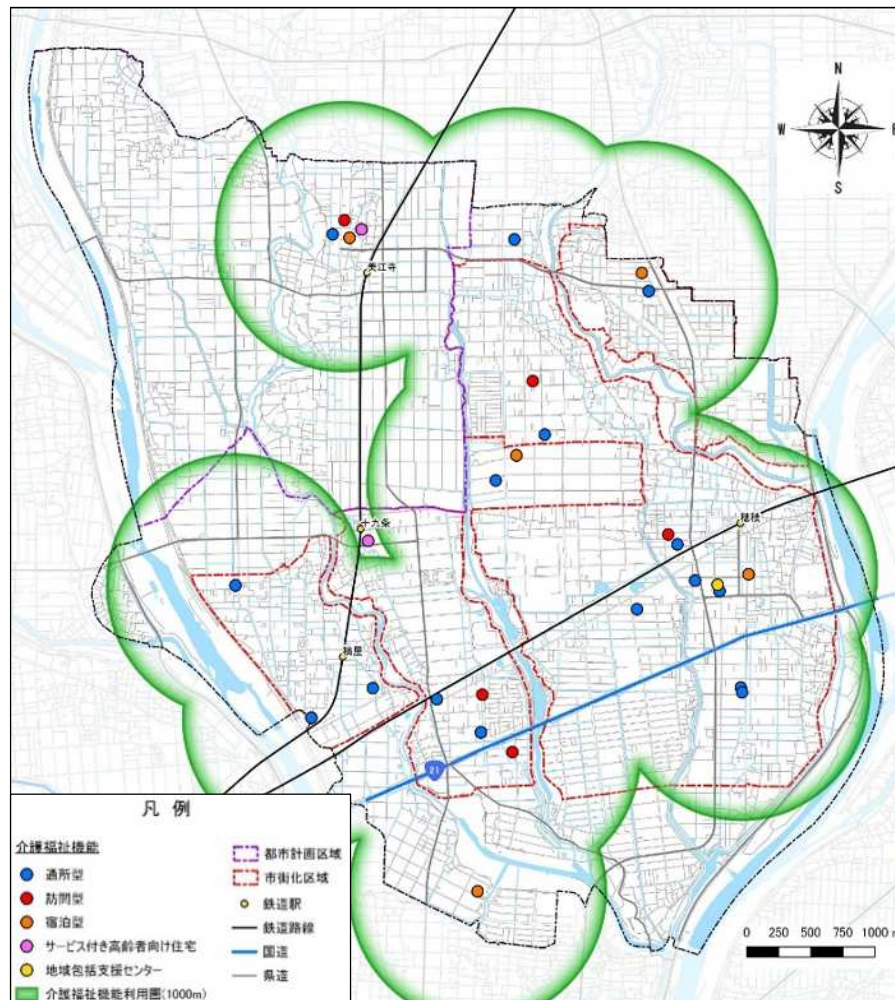
2) 医療機能分布状況



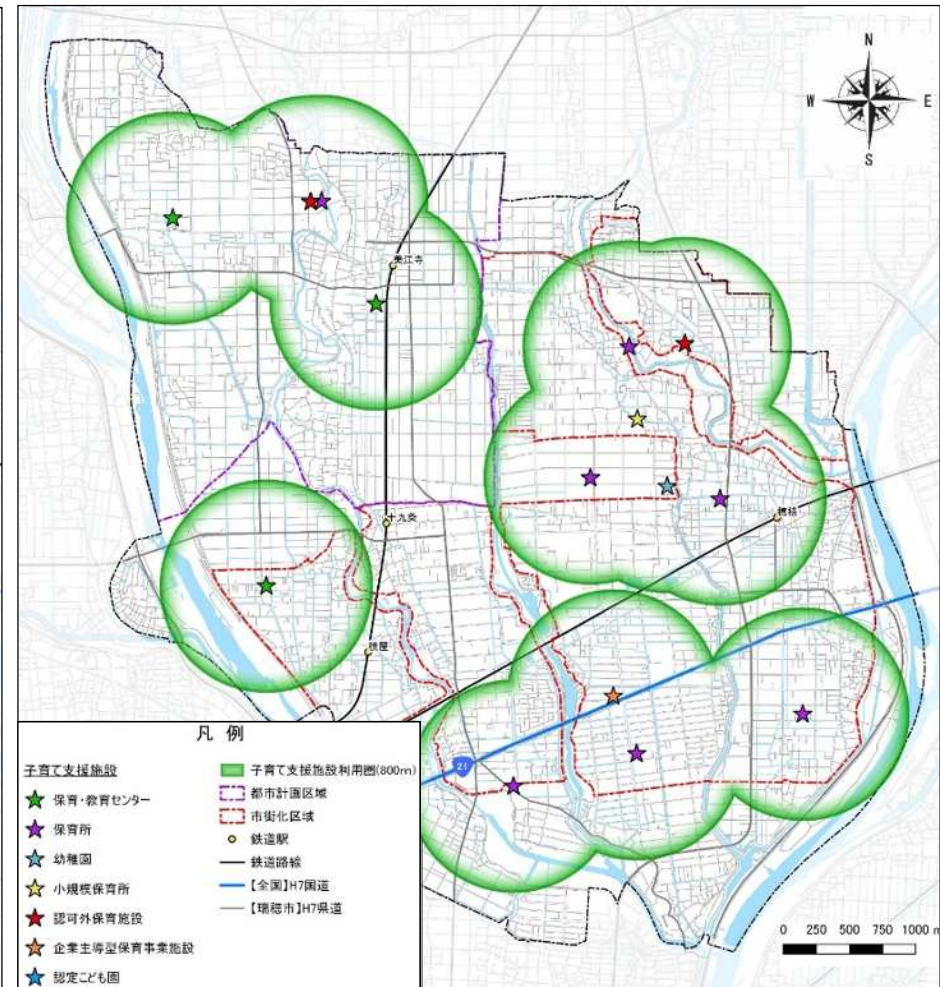
1. 瑞穂市の概要について

(6) 都市機能の分布

3) 介護福祉機能分布状況

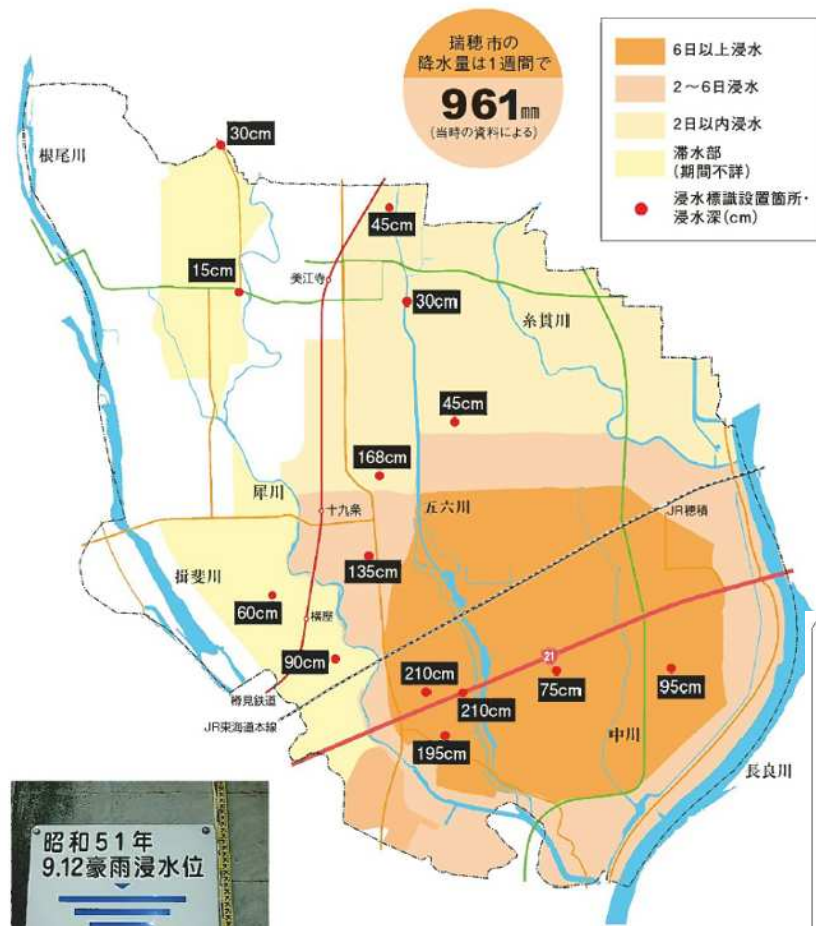


4) 子育て機能分布状況

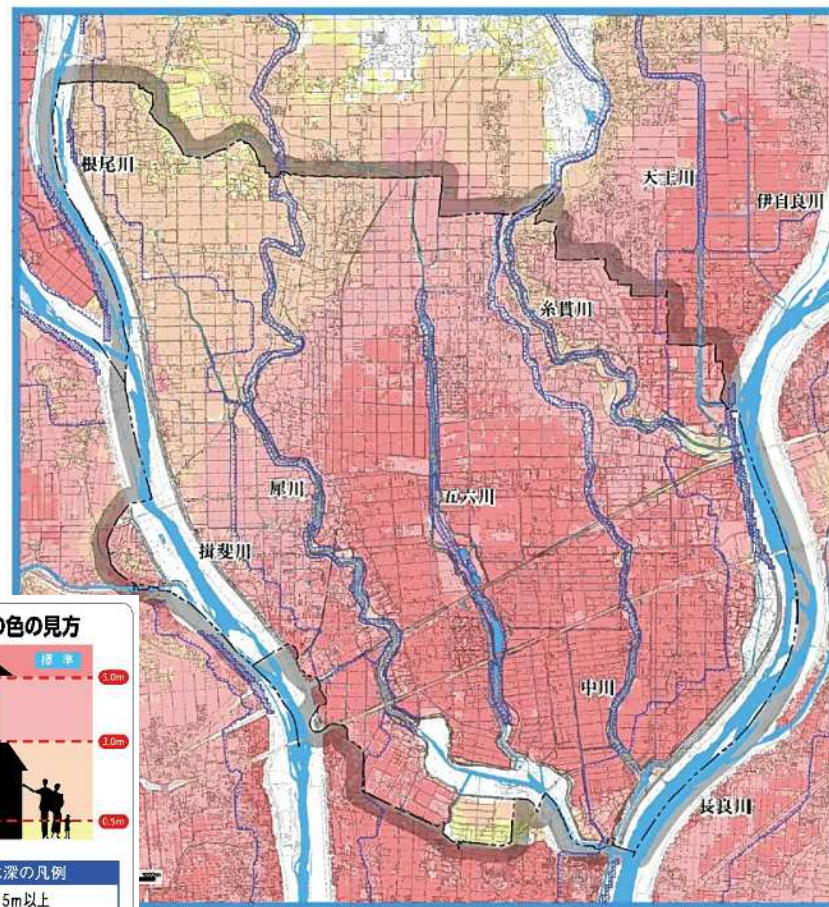


1. 瑞穂市の概要について

(7) 災害ハザード



【昭和51年9月洪水浸水実績】



【洪水浸水想定区域（想定最大規模）】

1. 瑞穂市の概要について

(8) 市政（瑞穂市における関連事業）

1) 地方創生の3つの拠点整備

中山道大月多目的広場
「サンコーパレットパーク」

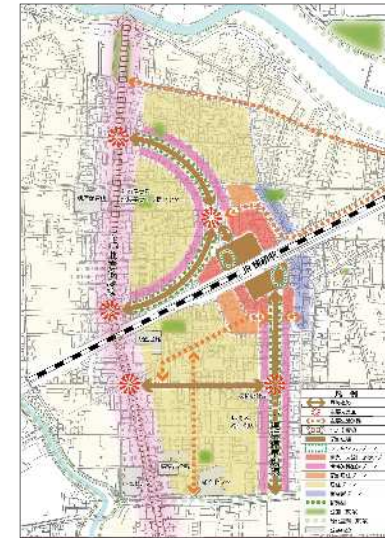


犀川遊水地周辺の整備

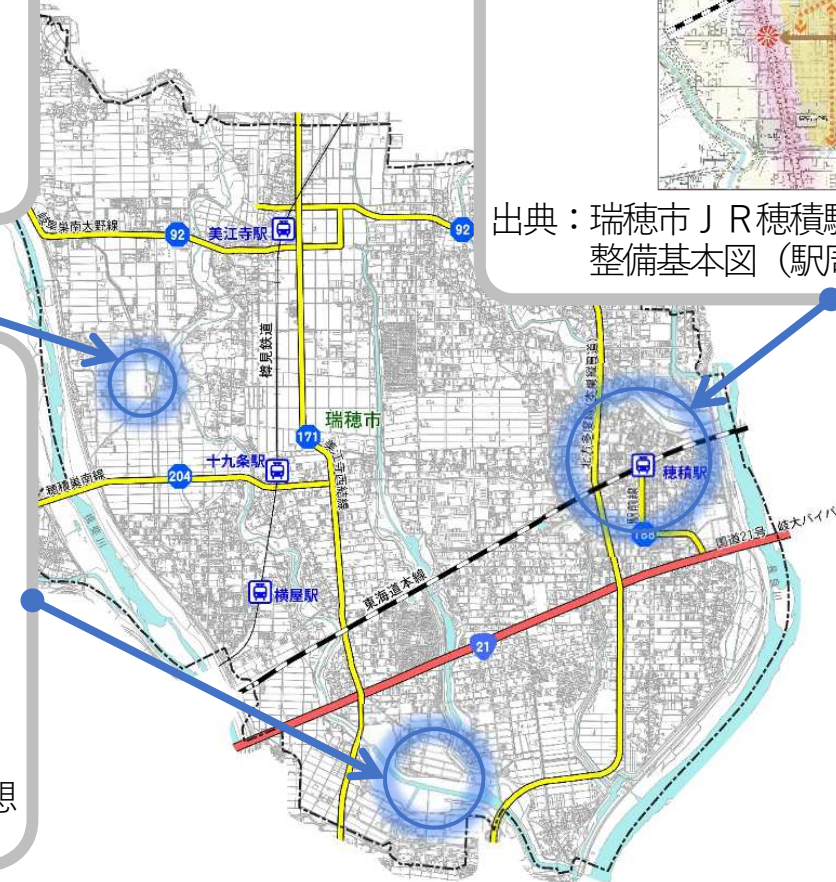


出典：犀川遊水地グリーンインフラ基本構想
全体構想図

J R穂積駅周辺のまちづくり



出典：瑞穂市 J R穂積駅周辺整備基本計（案）
整備基本図（駅周辺の将来イメージ）



2. 社会的背景について

2. 社会的背景について

(1) 国の動向の整理

1) 国土のグランドデザイン2050

都市機能や居住機能を都市の中心部や生活拠点に誘導
市域の拠点と公共交通ネットワークの再構築を図り、コンパクトシティの
形成を推進

2) 立地適正化計画（都市再生特別措置法）

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

3) 国土強靱化計画（国土強靱化基本法）

公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興等を基本目標とする
「強さ」「しなやかさ」をもった安心・安全な国土・地域の構築

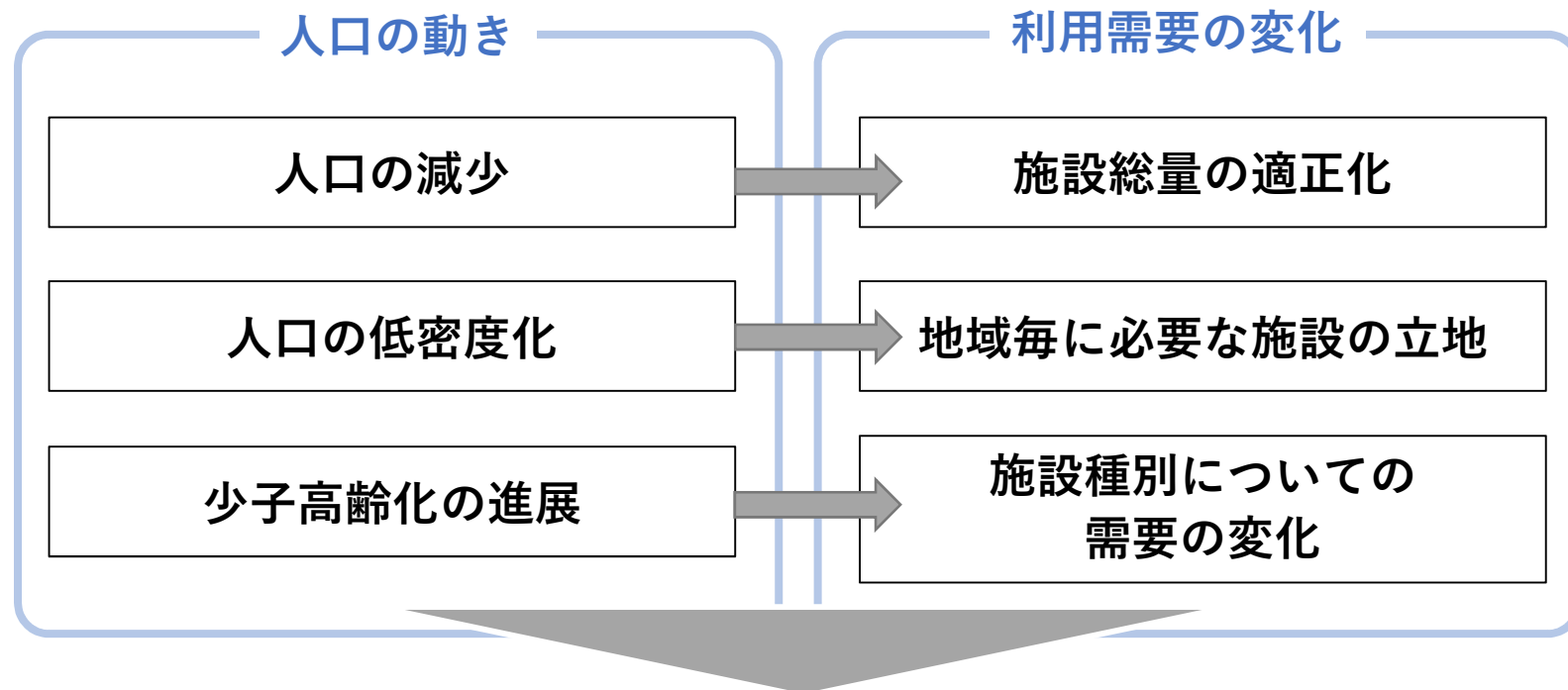
2. 社会的背景について

(1) 国の動向の整理

4) 公共施設等総合管理計画・個別施設計画（総務省）

公共施設の総合的かつ計画的な管理を行う

施設の集約、長寿命化、立地適正の促進



瑞穂市の状況に応じて、将来のために公共施設を集約していくことが重要です

2. 社会的背景について

(1) 国の動向の整理

5) 地方創生（第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）

地方創生の動き

■地方創生の基本的な考え方

都市圏から地方への移住定住を促進する。

地方との繋がりを強化し、「関係人口」の創出と拡大を進める。

■デジタル田園都市国家構想

距離の壁を越えて、多様で創造的な付加価値の提供

- 多様な機能をもつ空間を設け、「過ごす」「話す」「食べる」の様な新たなアクティビティの創出に寄与
- 人と人をつなぐ環境づくりや関係人口の増加に寄与

人を引き付ける魅力的な機能や空間を集約

空間の多様性/新たな人々の繋がり/多様なアクティビティの創出

2. 社会的背景について

(2) 関連計画の整理

1) 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画

行政改革の継続的な推進や公共施設等の適切な維持管理や再編

2) 瑞穂市国土強靱化地域計画

災害対策本部の庁舎設置と新庁舎整備による機能集約

3) 瑞穂市都市計画マスタープラン

J R 穂積駅周辺の集約型都市構造への転換や災害を考慮した都市づくり

4) 瑞穂市公共施設等総合管理計画

公共建築物の集約化・複合化・統廃合を視野に入れ、効率的かつ効果的な機能再編を計画的に推進

3. これまでの検討内容 について

3. これまでの検討内容について

瑞穂市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）

瑞穂市庁舎将来構想（平成29年2月）

瑞穂市建物系公共施設個別施設計画（平成29年3月）

⇒「都市機能の集約化等」の位置づけ

瑞穂市新庁舎建設基本構想（平成31年3月）

⇒新庁舎におけるあり方、理念、方針、規模等を位置づけ

3. これまでの検討内容について

(1) 1庁舎体制について

1) 各庁舎の概要

	穂積庁舎	巢南庁舎
所在地	別府 1 2 8 8 番地	宮田 3 0 0 番地 2
築年数 ※R4.3時点	第1庁舎：S40.3（築57年） 第2庁舎：H元.5（築33年） 第3庁舎：S49.7（築48年）	庁舎：S62.5（築35年）
延床面積（㎡）	第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎 合わせて 6,132.24㎡	庁舎部、防災センター 合わせて 3,630.97㎡
	合計：約9,800㎡	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下0階 （第3庁舎のみ地上2階）	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下0階
耐震性	第1庁舎：耐震改修済 第2庁舎：新耐震基準対応 第3庁舎：耐震改修済	新耐震基準対応

3. これまでの検討内容について

(1) 1庁舎体制について

1) 各庁舎の概要

【穂積庁舎】



【巢南庁舎】



3. これまでの検討内容について

(1) 1庁舎体制について

2) 現状と課題の整理

① 2庁舎体制

窓口の所在が分かりにくく、市民サービスや利便性が低下
事務の効率化や住民のニーズに迅速に対応する等の行政運営が困難

② 老朽化

穂積庁舎は令和4年3月時点で築57年となり、施設全体の老朽化が進行し、
今後修繕費用の増大が見込まれる。

③ 狭あい

行政需要の増大と多様化に対応するために職員等の増加
浸水被害を免れるための1階部分の用途制限

④ バリアフリーなどへの対応

高齢化が深刻になる中で、音声案内施設や段差のない玄関、授乳室等を設
ける必要性

3. これまでの検討内容について

(2) 新庁舎の基本理念・基本方針

市民の安心を支え、夢あふれ未来につながる庁舎

基本方針 1：“安（まもり）”

災害に強く市民の暮らしを守る庁舎

基本方針 2：“優（やさしく）”

機能的でみんなが利用しやすい庁舎

基本方針 3：“共（ともに）”

市民に親しまれ多様な交流を創出する庁舎

基本方針 4：“繋（つなぐ）”

環境にやさしく財政に配慮した庁舎

3. これまでの検討内容について

(3) 新庁舎の機能・規模

1) 基本方針を踏まえた新庁舎に備えるべき機能

基本方針1：“安（まもり）”
災害に強く市民の暮らしを守る庁舎

- ①災害時対応機能
- ②災害対策本部の機能
- ③防災・災害に強い庁舎、災害に対する耐久性

基本方針2：“優（やさしく）”
機能的でみんなが利用しやすい庁舎

- ④ユニバーサルデザイン機能
- ⑤ワンストップ窓口等の便利な窓口機能
- ⑥相談窓口機能

基本方針3：“共（ともに）”
市民に親しまれ多様な交流を創出する庁舎

- ⑦コミュニティ機能
- ⑧子育て関連機能
- ⑨その他（魅力発信、カフェ等）

基本方針4：“繋（つなぐ）”
環境にやさしく財政に配慮した庁舎

- ⑩低炭素型庁舎、省エネルギー
- ⑪長寿命で維持管理しやすい庁舎

3. これまでの検討内容について

(4) 今年度の動きについて

瑞穂市の状況

地勢
人口
都市機能の分布
防災ハザード
市内の関連事業

上位関連計画

瑞穂市第2次総合計画
瑞穂市国土強靱化地域計画
瑞穂市都市計画マスタープラン
瑞穂市公共施設等総合管理計画

国の動向

国土のグランドデザイン2050
都市再生特別措置法
国土強靱化
公共施設等総合管理計画
個別施設計画
地方創生

新庁舎における新たな役割

新庁舎基本計画の策定

庁舎建設の位置、新たな拠点としての役割、事業手法 等を位置づけ

4. 新庁舎に求められる役割 について

4. 新庁舎に求められる役割について

(1) 新庁舎に求められる基本的な考え方

地方自治法

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、**住民の利
用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について
適当な考慮を払わなければならない。**

4. 新庁舎に求められる役割について

(1) これからの瑞穂市を踏まえた上での新庁舎に求められる役割について

【実施面に関する考え方】

土地の造成	建物形態・配置の自由度・駐車場の確保
	土地に係る手続き
立地環境の良さ	公共交通や自動車でのアクセス性
	災害時における安全性
まちづくりへの寄与	上位関連計画等との整合
	周辺環境への影響
財政負担の軽減	既存インフラの活用
	概算整備費

これらに加え

瑞穂市の将来を見据え、新庁舎における新たな役割 を検討

- ・ **公共施設の集約と効率的な都市運営**
- ・ **瑞穂市の将来のまちづくりに繋がる庁舎機能**
- ・ **庁舎を中心とした新たな拠点形成と周辺への波及**
- ・ **瑞穂市としての新たな付加価値創出**

5. 今後の予定について

5. 今後の予定について

(1) 今年度のスケジュール

検討委員会	時 期	内 容
第1回	令和4年 7月21日(木)	瑞穂市の概要や社会的背景の整理 新庁舎に求められる役割
第2回	令和4年10月頃	具体的な新庁舎建設位置の検討
第3回	令和5年1月頃	具体的な新庁舎建設位置の検討
第4回	令和5年3月頃	新庁舎建設位置の決定

5. 今後の予定について

(2) 事業スケジュール

